

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（盛土担当） （06-6208-9303）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	宅地造成等に関する工事の変更の許可
概 要	許可を受けた宅地造成等に関する工事について、計画を変更しようとする場合には変更許可が必要となります。（ただし、主務省令で定められている軽微な変更については、変更許可の必要はありません。）
根拠法令等 及び条項	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項
審査基準	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項及び盛土等防災マニュアルに基づいて審査します。
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	計画調整局開発調整部開発誘導課（盛土担当）
提出時期	随時
提出方法	宅地造成等に関する工事の変更許可申請書および添付書類を計画調整局開発調整部開発誘導課にご提出ください。
手数料	宅地造成等をする面積によって異なります。詳しくは担当までお問い合わせください。
相談窓口	計画調整局開発調整部開発誘導課（盛土担当）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000642410.html
備 考	